

美深町告示第5号

美深町建設工事等の前金払及び部分払に関する要綱を次のように定める。

平成30年3月23日

美深町長 山口 信 夫

美深町建設工事等の前金払及び部分払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美深町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設工事並びに建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務等の委託業務（以下「建設工事等」という。）の適正かつ円滑な施工を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条第1項の規定に基づく建設工事等に要する経費の前金払及び前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）並びに美深町財務規則（平成7年規則第1号。以下「規則」という。）第141条の規定に基づく部分払について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、予定価格が300万円以上であり、かつ、工期が60日以上建設工事の請負契約（以下「建設工事」という。）並びに建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務等の委託契約（以下「委託業務」という。）とする。

(前金払の割合等)

第3条 前金払の割合は、建設工事については契約金額の10分の4以内の額とし、委託業務については契約金額の10分の3以内の額とする。

2 前金払の額を算出した場合において、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(前金払の請求手続)

第4条 受注者は、前金払を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の発行した前払金に係る保証証書及び町長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(前払金の変更等)

第5条 町長は、前金払をした後に、設計変更等により契約金額に著しい変更があったとき

は、前払金額を増額又は減額することができる。

- 2 前項の規定により前払金を減額したときは、受注者に期日を指定してその減額分を返還させるものとする。
- 3 前項の規定により受注者が指定した期日までに前払金の減額分を返還しなかったときは、指定した期日の翌日から納付するまでの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前払金の使用等）

第 6 条 受注者は、前払金を契約した工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費（以下「必要経費」という。）以外の支払に充当してはならない。

（前払金の返還）

第 7 条 前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払われた前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1）保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- （2）町との当該前金払に係る契約が解除されたとき。
- （3）前払金を必要経費以外の経費の支払に充てたとき。

（中間前金払の対象）

第 8 条 中間前金払の対象は、前金払をした建設工事のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）予定価格が 300 万円以上であり、かつ、工期が 90 日以上
- （2）工期の 2 分の 1 を経過していること。
- （3）工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事等に係る作業が行われていること。
- （4）既に行われた当該工事等に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

（中間前金払の割合）

第 9 条 中間前金払の割合は、契約金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前金払した後の前払金の合計額が契約金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

（中間前金払の認定請求等）

第 10 条 受注者が中間前金払を受けようとするときは、別記第 1 号様式の間前金払認定申請書に別記第 2 号様式の工事履行報告書及び必要書類を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の認定申請書の提出を受けたときは、当該認定に係る調査を行い、その結果を別記第 3 号様式の間前金払認定通知書により、当該請求した者に通知するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第 11 条 町長は、部分払が認められる工事においては、別記第 4 号様式の間前金払と部分払の選択に係る届出書により、中間前金払又は部分払のいずれかを原則として契約締結時に受注者に選択させるものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。ただし、中間前金払を選択した場合でも、複数年数にわたる契約における各年度の出来高部分等に対する請負代金相当額（最終の年度を除く。）に係る当該年度末の部分払に限ってはこれを行うことができる。

(前金払に関する規定の準用)

第 12 条 第 3 条第 2 項及び第 4 条から第 7 条までの規定は、中間前金払について準用する。この場合において、これらの規定において「前金払」とあるのは「中間前金払」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と読み替えるものとする。

(債務負担行為等に基づく契約の前金払)

第 13 条 債務負担行為又は継続費に基づき工期又は履行期間が複数年度にわたる契約における前金払及び中間前金払は、各会計年度における出来高部分等に対する請負代金額相当額に、第 3 条第 1 項及び第 9 条の割合を乗じた金額の範囲内とする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、複数年度にわたる契約の場合でも全請負代金の範囲内でまとめて支払うことができる。

(部分払の対象)

第 14 条 部分払の対象は、予定価格が 5,000 万円以上であり、かつ、工期が 180 日を超える建設工事とする。

(部分払の回数)

第 15 条 部分払の上限回数は、原則として当該契約の工期又は履行期間の日数を 90 で除して得た額（端数切捨てとする。）とする。

(部分払の範囲等)

第 16 条 部分払の範囲は、次の各号に掲げるものを除き、工事の出来形部分及び工場で製

造済の製品（検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、検査を要さないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）で出来高検査に合格した既存部分並びに現場に搬入した工事材料費とする。

- （１）既納検査済材料の価値が僅少であるもの
- （２）部分払を受ける目的で多量に搬入したと認められる材料
- （３）既納検査済材料のうち、容易に他に移動できると認められるもの
（部分払の限度額）

第 17 条 既済部分検査又は既納部分検査に合格した部分払の支払限度額は、規則第 141 条の規定による。

（部分払の表示）

第 18 条 部分払の有無は、入札公告又は入札通知（随意契約にあつては見積通知）にこれを表示する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に契約締結を行う建設工事等について適用する。